

第71回 定時株主総会 招集ご通知

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで



学びたくなる、学びを。

学研

招集ご通知

株主総会参考書類

提供書面

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：平成28年12月22日（木曜日）

午前10時 開会

場所：東京都品川区西五反田二丁目11番8号

学研ビル 3階ホール

※当日は会場内に、託児室を設置いたします。
また、サポートの必要な方のため、専門スタッフが待機しております（54ページ参照）。

株式会社 学研ホールディングス

証券コード：9470

株主各位

証券コード 9470
平成28年12月7日

東京都品川区西五反田二丁目11番8号

株式会社 学研ホールディングス

代表取締役社長 宮原 博昭

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、以下のご案内を参照のうえお手続きいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使等のご案内(詳細は53ページをご覧ください。)

株主総会にご出席
いただける場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年12月21日(水曜日)午後5時までに到着**するようにご返送ください。

株主総会にご出席
いただけない場合

インターネット



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って**平成28年12月21日(水曜日)午後5時までに賛否を入力**してください。

※当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

記

1 日 時 平成28年12月22日(木曜日)午前10時

2 場 所 東京都品川区西五反田二丁目11番8号
学研ビル 3階ホール

3 目的事項

報告事項

1. 第71期(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	株式併合の件
第5号議案	大規模買付ルール(買収防衛策)継続の件

以 上

.....

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎使用する紙の量を節減するため、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://ghd.gakken.co.jp/ir/>

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、本年4月1日をもちまして創立70周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、1株につき1円の記念配当を実施したいと存じます。

普通配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施するという基本方針に基づき、当期の業績その他財務状況などを総合的に勘案して1株につき5円とし、記念配当と合わせて1株につき6円の配当とさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

①配当財産の種類 金銭

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円(うち、普通配当5円、記念配当1円)

配当総額 555,385,182円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はございません。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	みや はら ひろ あき 宮原博昭 (昭和34年7月8日生)	昭和61年9月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 平成15年12月 当社学研教室事業部長 平成19年4月 当社執行役員 第四教育事業本部長、学研教室事業部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年12月 当社代表取締役社長 現在に至る	151,776株
(候補者とした理由) 宮原博昭氏は、代表取締役社長として、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営戦略を策定するほか、取締役会の議長として、重要事項の議論をリードし、決議に至る役割を果たしていることから、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、代表取締役社長として従前どおりの職務を担当する予定であります。			
2	き むら みち のり 木村路則 (昭和28年9月16日生)	昭和52年3月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 平成9年10月 当社法務室長 平成16年8月 当社法務部長、総務部長、業務改革推進室長 平成17年6月 当社取締役 平成22年12月 当社常務取締役 現在に至る 経営全般(経営戦略)担当	88,317株
(候補者とした理由) 木村路則氏は、常務取締役として、グループ全体の経営戦略策定において社長を補佐し、コーポレートガバナンスの確立および国内外のエリア戦略を担当しており、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、常務取締役として従前どおりの職務を担当する予定であります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	なか もり 知 (昭和29年9月3日生)	昭和52年 3月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 平成11年 7月 当社経理部長 平成17年 6月 当社取締役 平成22年12月 当社常務取締役 現在に至る 経営全般(財務戦略)担当	96,595株
(候補者とした理由) 中森知氏は、常務取締役として、グループ全体の経営戦略策定において社長を補佐し、内部統制システムの確立および財務戦略を担当しており、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、常務取締役として従前どおりの職務を担当する予定であります。			
4	ふる おか ひで き 古岡秀樹 (昭和33年10月18日生)	昭和61年 4月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 昭和63年 4月 当社企画部長 平成 2年 6月 当社取締役 平成 4年 4月 当社常務取締役 平成15年 1月 当社取締役 現在に至る CSR推進担当	46,895株
(候補者とした理由) 古岡秀樹氏は、取締役としてCSR戦略の策定、推進を担当しており、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、取締役として従前どおりの職務を担当する予定であります。			
5	いかり ひで ゆき 碓 秀 行 (昭和32年10月16日生)	昭和56年 3月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 平成15年 4月 当社教育システム事業部長 平成19年 1月 研秀出版株式会社 代表取締役社長 平成21年 4月 当社家庭教育事業部長 同年10月 株式会社学研ネクスト 代表取締役社長 平成26年 7月 株式会社学研教育出版 代表取締役社長 同年10月 株式会社学研出版ホールディングス 代表取締役 社長(現任) 同年10月 当社執行役員 同年12月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社学研出版ホールディングス 代表取締役社長 株式会社学研プラス 代表取締役社長	19,929株
(候補者とした理由) 碓秀行氏は、取締役として、当社グループの創業事業であり、あらゆる事業の基盤となっている、教育コンテンツ事業の戦略策定を担当しており、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、取締役として従前どおりの職務を担当する予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>こばやかわ ひとし 小早川 仁 (昭和42年8月19日生)</p>	<p>平成2年4月 当社(旧 株式会社学研研究社)入社 平成19年4月 株式会社学研ココファン(現 株式会社学研ココファンホールディングス) 常務取締役 平成21年5月 株式会社学研ココファンホールディングス 代表取締役社長(現任) 平成23年10月 当社執行役員 平成26年12月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社学研ココファンホールディングス 代表取締役社長 株式会社学研ココファン・ナーサリー 代表取締役社長 株式会社学研ココファンスタッフ 代表取締役社長</p>	19,082株
<p>(候補者とした理由) 小早川仁氏は、取締役として、新たな事業として成長、拡大している医療福祉分野の戦略策定を担当しており、その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。選任が承認された場合、取締役として従前どおりの職務を担当する予定であります。</p>			
7	<p>やま だ のり あき 山田 徳 昭 (昭和40年3月15日生)</p>	<p>平成2年4月 中央監査法人入所 平成5年3月 公認会計士登録 平成9年7月 公認会計士山田徳昭事務所設立 平成15年1月 クリフィックス税理士法人設立、代表社員に就任(現任) 平成19年6月 当社社外監査役 平成22年12月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長</p>	0株
<p>(候補者とした理由) ①山田徳昭氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定です。 ②山田徳昭氏は、平成9年に公認会計士事務所を設立して以来、大手企業をはじめ中堅・中小企業等100社を超える法人の経営全般にわたる指導に従事するとともに、自らもクリフィックス税理士法人などの経営に携っており、さらに、平成19年6月に当社監査役に就任しており、当社グループを熟知しております。過去の経験を活かし、当社グループの経営全般の監視をお願いするとともに、財務・経営体質の健全な発展のための有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
	<p style="text-align: center;"> <small>き</small> 城 戸 真 亜 子 <small>ま あ こ</small> (昭和36年8月28日生) </p>	<p> 昭和54年 2 月 株式会社吉田裕史事務所入社 平成 9 年 4 月 経済産業省伝統工芸品産業審議会委員 平成18年 9 月 学研・城戸真亜子アートスクール主宰(現任) 平成19年 4 月 テレビ東京 番組審議会委員(現任) 同年 7 月 中日本高速道路株式会社 CSR懇談会委員 同年10月 中部国際空港株式会社 顧問(現任) 平成24年12月 当社社外取締役 平成27年 4 月 B P O放送と人権等権利に関する委員会委員(現任) 現在に至る </p>	0株
8	<p>(候補者とした理由)</p> <p>①城戸真亜子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。なお、同氏は、株式会社吉田裕史事務所に所属しており、同社と当社連結子会社である株式会社学研エデュケーショナルおよび株式会社学研プラスとの間には運營業務委託等の取引がありますが、取引金額は僅少であり、双方ともに依存しているという関係にはなく、独立性に影響はないと考えております。</p> <p>②城戸真亜子氏は、画家であり、当社グループとのコラボレーションによる新しい形のアートスクールとして「学研・城戸真亜子アートスクール」を主宰しており、子どもたちの才能を発見し伸ばすノウハウと、働く女性としての感性や視点、幅広い知見に基づき、有益な助言をいただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由およびテレビ東京番組審議会委員、中部国際空港株式会社顧問などを歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から、適切な助言を得られると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数は、学研グループの役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 候補者山田徳昭および候補者城戸真亜子(戸籍上の氏名:吉田真亜子)の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役候補者山田徳昭氏および同城戸真亜子氏との間で、それぞれ、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該各契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中里壽治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かげ やま よし あき 景 山 美 昭 (昭和35年1月31日生)	昭和57年3月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社 平成24年12月 当社内部統制室長 現在に至る	5,395株

(候補者とした理由)

景山美昭氏は、内部統制室長として内部統制システムの確立に関する業務を担当していることから、独立した高い品質の監査を実施できるものとして監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 株式併合の件

平成29年4月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株に併合することにつきお諮りいたします。

1. 株式併合を行う理由

東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所では、投資家の皆様の利便性を向上させるため、国内の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。また、東京証券取引所は、個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示し、上場企業に対して、望ましい投資単位の水準への移行および維持に努めるよう要請しております。

そこで、当社は、東京証券取引所によるこの要請の趣旨を尊重して、単元株式数を現行の1,000株から100株へ変更することといたしました。単元株式数の変更後も、現在の投資金額の水準を維持すべく、当社普通株式の株式併合(10株を1株に併合)を本株主総会において、株主の皆様にお諮りするものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成29年4月1日をもってその効力が発生する旨、平成28年11月14日開催の当社取締役会において決議しております。

2. 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたしたく存じます。

3. 効力発生日

平成29年4月1日

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

5. 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数を、39,916,400株とします。

6. その他

その他、手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたく存じます。

第5号議案 大規模買付ルール(買収防衛策)継続の件

当社は、平成18年3月20日に大規模買付ルールを導入し、その後数度の改正を経て、平成22年12月22日開催の第65回定時株主総会においては、当社が定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に則り、定款に同ルールの改正や同ルールに基づく対抗措置の発動について、当社の取締役会や株主総会の決議により行うことができる旨などの根拠規定の新設および同ルールの継続について、株主の皆様のご賛同をいただきました。

さらに、平成24年12月21日開催の第67回定時株主総会および平成26年12月19日開催の第69回定時株主総会においては、同ルールを継続することにつき、株主の皆様のご賛同をいただき、現在に至っております。

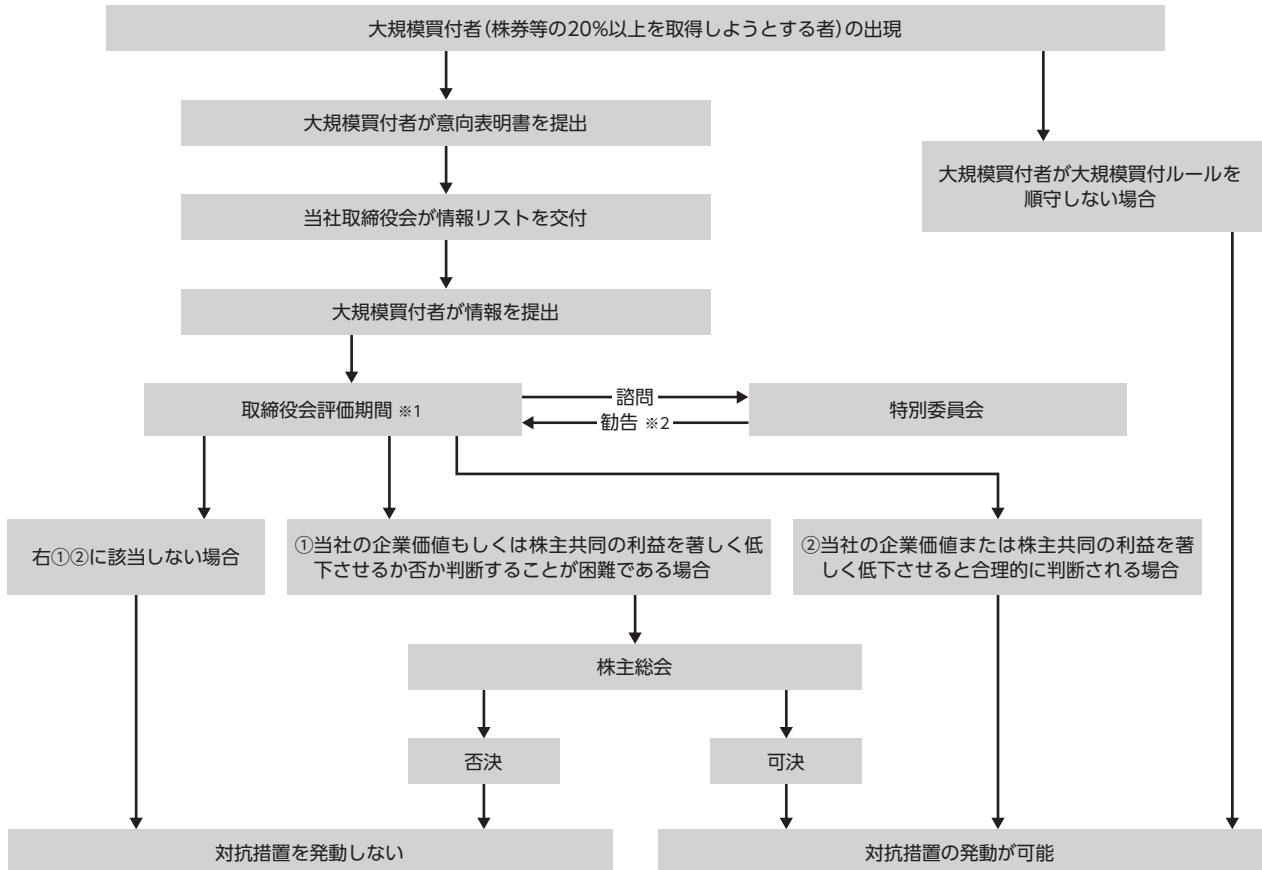
今般、大規模買付ルールの有効期間の満了を迎えるにあたり、当社取締役会において検討いたしました結果、形式的かつ軽微な修正を除き、株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組みとしての同ルールを継続することといたしたく、株主の皆様にお諮りするものであります。

なお、同ルールの継続につきましては、同ルールに定めるところの当社社外取締役2名および社外監査役2名を含む特別委員全員から同意を得ております。また、現在、当社が買収提案を受けている事実はございません。

同ルールの具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文（別紙）をご参照ください。



- ※1 取締役会評価期間は、60営業日としますが、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- ※2 特別委員会は、すべての案件について諮問を受け、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かおよび発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主意思確認総会の招集に関して決議を行います。

別紙

大規模買付ルール(買収防衛策)

1. 大規模買付ルールの目的

当社は、当社に対して買収提案が行われた場合に、当該買収提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社は、創業以来「教育」を基軸とする雑誌・書籍を原点にエンターテインメントや趣味・教養分野など、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化などに取り組み、また、近年では、少子高齢化社会への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たしましたことに鑑みれば、当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならび取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、当該買収提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

そこで、株主の皆様にご最終的なご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報および前記のようなノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様にご提供することも、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為(いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

(2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。)

- ①大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付

者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、60営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を60営業日と定めているのは、当社の営む事業が、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化、高齢者福祉・子育て支援事業など多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記3. (2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思の確認のための総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 株主意思の確認のための総会

当社取締役会は、株主意思の確認のための総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための総会を招集して、当該具体的な対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。)

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主意思の確認のための総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後(取締役会が株主意思の確認のための総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後)にのみ開始することができるものとします。

(6) 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律(対抗

措置時の施行後法令を含みます。)および当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選抜いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項および取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する(いわゆる「希釈化」)という不利益を受けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株

式買付を行うこと)を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針および事業計画(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。)に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思の確認のための総会招集の決定をし、株主意思の確認のための総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様ご意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会または株主意思確認総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様ご権利の確定前であり、かつ株主の皆様ご利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

4. 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か、または株主意思確認総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記2. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料のとおりです。

5. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主および投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示ならびに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を実施することを決定した場合であって、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の割当てを中止し、また、割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 大規模買付ルールの見直し

本大規模買付ルールの継続は、平成28年12月22日開催の第71回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は2年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社取締役会決議により廃止することができるものとし、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

- 注1: 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 注2: 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3: 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 現に当社または当社のグループ会社の取締役(社外取締役を除きます。)、監査役(社外監査役を除きます。)、または従業員でなく、かつ、過去においてそれらになっただことがない者
- ② ①に該当する近親の親族を有しない者
- ③ 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、または相当の識見を有する者

2. 現在の委員の略歴

(1) 社外取締役2名

- | | | |
|-----------|--------------------------|----------------------------|
| ○山田 徳昭 | 平成 2 年 4 月 | 中央監査法人入所 |
| | 平成 5 年 3 月 | 公認会計士登録 |
| | 平成 9 年 7 月 | 公認会計士山田徳昭事務所設立 |
| | 平成15年 1 月 | クリフィックス税理士法人設立、代表社員に就任(現任) |
| | 平成19年 6 月 | 当社社外監査役 |
| | 平成22年12月 | 当社社外取締役(現任) |
| ○城戸真亜子 | 昭和54年 2 月 | 株式会社吉田裕史事務所入社 |
| | 平成 9 年 4 月 | 経済産業省伝統工芸品産業審議会委員 |
| | 平成18年 9 月 | 学研・城戸真亜子アートスクール主宰(現任) |
| | 平成19年 4 月 | テレビ東京 番組審議会委員(現任) |
| | 平成19年 7 月 | 中日本高速道路株式会社 CSR懇談会委員 |
| | 平成19年10月 | 中部国際空港株式会社 顧問(現任) |
| | 平成24年12月 | 当社社外取締役(現任) |
| 平成27年 4 月 | BPO放送と人権等権利に関する委員会委員(現任) | |

(2) 社外監査役2名

- 三宅 勝也 昭和53年11月 監査法人第一監査事務所入所
 昭和57年 1月 三宅忠男公認会計士事務所入所
 昭和57年 8月 公認会計士登録
 平成10年 1月 三宅勝也公認会計士事務所設立、所長に就任(現任)
 平成22年12月 当社社外監査役(現任)
- 山田 敏章 昭和63年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
 石井法律事務所入所
 平成10年 4月 同法律事務所パートナー(現任)
 平成27年12月 当社社外監査役(現任)
 平成28年 5月 株式会社マックハウス 社外取締役(現任)

(3) 弁護士1名

- 稲葉 威雄 昭和37年 4月 東京地裁判事補
 昭和47年 4月 法務省民事局付検事
 昭和60年 1月 法務大臣官房審議官
 平成元年 4月 東京地裁部総括
 平成7年 6月 東京高裁部総括
 平成12年 8月 広島高裁長官
 平成15年 5月 弁護士登録(第一東京弁護士会・鳥飼総合法律事務所)(現任)
 平成16年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授

(4) 公認会計士1名

- 窪川 秀一 昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所
 昭和55年 8月 公認会計士登録
 昭和61年 7月 窪川公認会計士事務所設立
 平成23年 1月 四谷パートナーズ会計事務所に移行、代表パートナーに就任(現任)

以 上

事業報告 (平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調が続いておりますが、中国を始めとする海外経済の減速に加え、円高や原油安、英国のEU離脱問題など景気に対する先行きは不透明な状況で推移しました。

このような環境の下、学習塾業界では業界の再編が進むとともに、ICTを活用したサービスや顧客層の拡大、海外市場への進出など市場開拓に向けた動きが活発化しており、さらには「2020年大学入試改革」に向けて能力開発やアクティブラーニングなど新たな教育手法への対応が始まっております。

出版業界では書籍や雑誌の市場縮小が進む中、出版社と書店・図書館の連携など、出版流通市場の活性化や出版文化の底上げの動きが進む一方、電子出版の拡大に伴い出版コンテンツから派生した新たなビジネスモデルの構築が図られております。介護業界では高齢者人口の増加や政府の支援策強化などによる市場拡大が進む中、介護報酬制度改定や介護職の労働環境などの問題が顕在化しております。保育業界では女性の就業率が上昇し共働き世帯が増加する中、保育施設の整備や保育士不足など待機児童解消が深刻な社会問題となっており、平成29年度末までに待機児童解消を目指す「待機児童解消加速化プラン」が実施されております。

以上のような状況の中、当期のグループ業績は、売上高につきまして、前期比3.2%増の990億4千9百万円となりました。利益面につきまして、営業利益は前期に比べ11億3千2百万円増の27億3千2百万円、経常利益は前期に比べ11億7千9百万円増の29億2千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ11億3百万円増の13億6千8百万円となりました。

次に、事業の報告セグメント別の状況をご報告申し上げます。

【教室・塾事業】

売上高は、学研教室事業では会員数が堅調に推移したことや、本年4月から月謝を改定したことにより、増収となりました。進学塾事業では生徒募集の強化や受講コースの拡充を図り、株式会社創造学園などでは増

収となりましたが、集団指導コースを中心に生徒数が減少した塾が多かったため、微減となりました。

損益面では、進学塾事業の減収および宣伝費増加により減益となりました。

この結果、教室・塾事業における売上高は、前期比0.4%増の274億9千2百万円、営業利益は、前期に比べ8千6百万円減の14億3百万円となりました。

【出版事業】

売上高は、企画の厳選・製作部数の適正化などにより返品率が改善したことに加え、児童書や小中学生向け学習参考書が好調だったこと、電子出版が堅調に推移したことにより増収となりました。

損益面では、不採算事業廃止に伴う大幅な損益改善、学習参考書の増収、ムック・書籍の新刊企画の厳選および既刊本の好調、電子出版の増収、組織再編によるコスト削減効果などにより営業損益が大幅に改善しました。

この結果、出版事業における売上高は、前期比3.0%増の305億1千8百万円、営業利益は、前期に比べ13億7千1百万円増の9億9千3百万円となりました。

【高齢者福祉・子育て支援事業】

売上高は、高齢者福祉事業では首都圏エリアの高齢者向け住宅の入居者数が堅調に推移し、一部の施設で入居が遅れていた西日本エリアについても下期にかけて入居のペースが改善したほか、直近1年間に8施設を開業したことにより増収となりました。また、子育て支援事業では既存保育園の定員充足率向上や、本年4月に保育園を3園開業(9月に1園開業し通期では4園の開業)したことなどにより増収となりました。

損益面では、西日本エリアの入居遅れや介護士・保育士などの採用コストが増加したものの、規模拡大に伴う増収により増益となりました。

この結果、高齢者福祉・子育て支援事業における売上高は、前期比15.3%増の168億7百万円、営業利益は前期に比べ1億2千3百万円増の2億2千5百万円となりました。

【園・学校事業】

売上高は、幼稚園・保育園向けの絵本・月刊誌・新学期用品、教科書指導書、模擬試験などが減収となりましたが、待機児童解消加速化プラン関連備品・遊具や設備納入の増加、知育教室の会員数増により、微増となりました。

ました。なお、教科書指導書の減収は、前期が小学校の改訂期、当期が中学校の改訂期にあたることによるものです。

損益面では、絵本・月刊誌・模擬試験の原価低減や販売経費圧縮により増益となりました。

この結果、園・学校事業における売上高は、前期比0.02%増の167億8千5百万円、営業利益は前期に比べ1億2千4百万円増の4億7千4百万円となりました。

【その他】

売上高は、国内向け文具・雑貨事業が好調だったものの、海外事業の見直しにより減収となりました。

損益面では、文具・雑貨事業の在庫処分による減益や教育ICT事業、教育情報誌事業等のコスト先行などにより損失に転じました。

この結果、その他の事業分野における売上高は、前期比1.5%減の74億4千4百万円、営業損失は前期に比べ3億9千2百万円増の3億7千9百万円となりました。

(報告セグメント別売上高)

事業分野	売上高	構成比	前期比
教室・塾事業	百万円 27,492	% 27.8	% 100.4
出版事業	30,518	30.8	103.0
高齢者福祉・子育て支援事業	16,807	17.0	115.3
園・学校事業	16,785	16.9	100.0
その他	7,444	7.5	98.5
合計	99,049	100.0	103.2

(注) 当期において、出版事業、園・学校事業およびその他の報告セグメントの変更を行っており、当期の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、高齢者福祉・子育て支援事業におけるココファン立川およびココファン藤沢SSTの建設資金(21億8千8百万円)などであります。

③ 資金調達の状況

高齢者福祉・子育て支援事業における設備投資等の資金として、金融機関より21億7千万円の調達を実施しました。

④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

該当事項はございません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第68期 (24/10~25/9)	第69期 (25/10~26/9)	第70期 (26/10~27/9)	第71期 (27/10~28/9)
売上高 (百万円)	86,858	90,134	95,945	99,049
経常利益 (百万円)	2,327	478	1,742	2,922
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,778	31	265	1,368
1株当たり当期純利益 (円)	20.24	0.35	2.91	14.94
総資産 (百万円)	66,582	74,499	79,203	76,384
純資産 (百万円)	33,587	32,907	34,697	33,464
1株当たり純資産 (円)	373.85	353.36	358.35	347.54

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第69期より1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」導入において設定した「野村信託銀行株式会社(学研従業員持株会専用信託口)」が所有する当社株式を含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率(%)	主な事業内容
株式会社早稲田スクール	100	※100.0	進学塾
株式会社イング	100	※70.0	進学塾
株式会社全教研	100	※100.0	進学塾
株式会社学研ロジスティクス	100	100.0	倉庫・貨物運送業
株式会社学研ココファン ホールディングス	90	100.0	高齢者福祉事業・子育て支援事業を営む 子会社の株式管理
株式会社学研ココファン	90	※98.5	高齢者福祉事業
株式会社学研ココファン・ナーサリー	90	※100.0	子育て支援事業
株式会社学研ステイフル	90	100.0	文具・雑貨等の製作販売
株式会社学研アソシエ	90	100.0	高校大学向け出版物、教材類の製作および販売、就職採用支援サービス等
株式会社学研スタディエ	89	※100.0	進学塾
株式会社文理	64	※63.3	出版事業
株式会社学研エデュケーショナル	50	※100.0	学習塾
株式会社学研教育みらい	50	100.0	園・学校向け出版物、教材類の製作および販売
株式会社学研プラス	50	※100.0	出版事業
株式会社学研出版ホールディングス	10	100.0	出版事業を営む子会社の株式管理
株式会社学研塾ホールディングス	10	100.0	進学塾、教室を営む子会社の株式管理
株式会社創造学園	10	※100.0	進学塾

(注) 1. 連結子会社は、上記の重要な子会社17社を含め37社であります。

2. ※印の議決権比率は、間接所有によるものです。

3. 株式会社秀文社は、平成28年2月1日付で株式会社学研スタディエに商号変更しております。

4. 株式会社学研教育出版および株式会社学研パブリッシングは、平成27年10月1日付で株式会社学研マーケティングを存続会社とする吸収合併により消滅しました。なお、株式会社学研マーケティングは、同日付で、株式会社学研プラスに商号変更しております。

5. 株式会社ユーミーケアは、平成27年10月1日付で株式会社学研ココファンを存続会社とする吸収合併により消滅しました。

6. 株式会社学研アソシエは、平成27年10月1日付で株式会社学研メディコンが商号変更した会社であり、グループ内の組織再編等により売上高が増加したため、当期から重要な子会社となりました。

7. 株式会社創造学園は、当社の中間持株会社である株式会社学研塾ホールディングスがグループの経営体制の強化・連結経営の効率化を企図して、平成28年6月30日付で同社の株式を追加取得したことにより、当社の完全孫会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年11月に発表した2か年中期経営計画「G a k k e n 2016」におきまして、当期間を「成長軌道に乗せるための再構築フェーズ」と位置付け、①出版事業の選択と集中（不採算分野の段階的縮小、教育分野へのシフト）、②新しい教育サービスの開発（教育ICTプラットフォームの構築、電子出版の推進、海外拠点の設立）、③高齢者福祉・子育て支援事業の利益確保と開設ペースの加速などの重点施策に取り組んでまいりました。その結果、出版事業の構造改革や高齢者福祉・子育て支援事業の事業成長などの成果により、売上高、営業利益の目標を達成いたしました。

上記の2か年計画「G a k k e n 2016」の結果を踏まえ、同計画に基づく成果や課題などを十分に精査、検証したうえで、今期を起点とする、新たな2か年中期経営計画「G a k k e n 2018」を策定いたしました。

新たな2か年計画「G a k k e n 2018」では、スローガンを「持続的成長へのテイクオフ」と定め、中長期的な成長と株主・投資家の皆様を重視した経営を重点目標と位置付け、平成21年に実施した持株会社制移行後の最高益更新を目指してまいります。

「G a k k e n 2018」の最終年度である平成30年9月期の経営目標は、売上高1千1百億円、営業利益35億円、親会社株主に帰属する当期純利益21億円とし、また同計画より、売上高、営業利益および売上高営業利益率に加えROEを新たな経営目標として定め、収益力や資本効率の向上に努めてまいります。

また、「G a k k e n 2018」においては、二大事業ドメインを「教育分野」・「医療福祉分野」とし、教育分野ではブランド再構築によるさらなる成長と収益基盤の盤石化に、医療福祉分野では事業拡大と収益力の向上にそれぞれ取り組むとともに、経営基盤の強化、資本効率の向上および株主還元の充実を経営方針に定め、持続的成長による企業価値向上に全力を尽くす所存であります。

以上のように当社グループは、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」をグループ理念とし、今後とも良質な商品やサービスを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年9月30日現在)

当社グループは、「教室・塾事業」「出版事業」「高齢者福祉・子育て支援事業」「園・学校事業」の4つを主な事業としております。

事業分野	主な事業内容
教室・塾事業	主に小学生を対象にした「学研教室」の運営、幼児から高校生を対象にした進学塾の運営および家庭教師派遣サービスの提供等
出版事業	取次・書店ルートをはじめとする出版物の発行、看護師および医師などを対象とした専門書の発行、およびデジタルコンテンツの販売等
高齢者福祉・子育て支援事業	サービス付き高齢者向け住宅や子育て支援施設の設立および運営等
園・学校事業	幼稚園・保育園向け出版物、保育用品・備品などの製作および販売、小・中学校向け教科書、副読本などの製作および販売、高校大学向け出版物、教材の製作および販売、就職支援サービス等
その他	文具・雑貨の企画開発および販売、物流サービスの提供、グループ専門サービスの提供等

(6) 主要な事業所 (平成28年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社（学研ビル）	東京都品川区西五反田二丁目11番8号
大阪本社	大阪府吹田市江坂町一丁目23番101号 大同生命江坂ビル11階
所沢総合センター	埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東279-1

(7) 従業員の状況(平成28年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
教室・塾事業	1,037名	87名減
出版事業	496名	6名増
高齢者福祉・子育て支援事業	1,289名	19名減
園・学校事業	221名	7名増
その他	167名	11名増
全社(共通)	189名	5名増
合計	3,399名	77名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。
 3. 当期において、出版事業、園・学校事業およびその他の報告セグメントの変更を行っており、前期末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	12名減	48.5歳	19.8年

(注) 従業員数には、当社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先(平成28年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	77億9千8百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 399,164,000株
- ② 発行済株式の総数 105,958,085株 (自己株式 13,393,888株を含む)
- ③ 株主数 9,283名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
公益財団法人古岡奨学会	13,888	15.00
株式会社Z Eホールディングス	4,627	4.99
株式会社市進ホールディングス	3,380	3.65
凸版印刷株式会社	3,234	3.49
株式会社三井住友銀行	3,000	3.24
学研取引先持株会	2,980	3.21
株式会社明光ネットワークジャパン	2,844	3.07
株式会社河合楽器製作所	2,485	2.68
大日本印刷株式会社	2,368	2.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,352	2.54

- (注) 1. 当社は、自己株式13,393,888株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年9月30日現在)

	名称 (発行決議日)	行使期間	新株予約権 の総数	目的となる 株式の種類と数	保有者数	発行価額	行使価額
取締役 (社外取締役 を除く)	第1回新株予約権 (平成19年5月7日)	平成19年6月1日～ 平成49年5月31日	18個	普通株式 18,000株	3名	1株当たり 308.13円	1株当たり 1円
	第2回新株予約権 (平成20年5月9日)	平成20年6月1日～ 平成50年5月31日	24個	普通株式 24,000株	3名	1株当たり 270.64円	1株当たり 1円
	第3回新株予約権 (平成21年4月27日)	平成21年6月1日～ 平成51年5月31日	39個	普通株式 39,000株	3名	1株当たり 163.47円	1株当たり 1円
	第4回新株予約権 (平成21年11月13日)	平成21年12月1日～ 平成51年11月30日	24個	普通株式 24,000株	4名	1株当たり 204.17円	1株当たり 1円
	第5回新株予約権 (平成22年11月15日)	平成22年12月1日～ 平成52年11月30日	64個	普通株式 64,000株	4名	1株当たり 142.50円	1株当たり 1円
	第6回新株予約権 (平成23年11月14日)	平成23年12月1日～ 平成53年11月30日	183個	普通株式 183,000株	4名	1株当たり 99.43円	1株当たり 1円
	第7回新株予約権 (平成24年11月14日)	平成24年12月1日～ 平成54年11月30日	107個	普通株式 107,000株	4名	1株当たり 170.44円	1株当たり 1円
	第8回新株予約権 (平成25年11月14日)	平成25年12月1日～ 平成55年11月30日	72個	普通株式 72,000株	4名	1株当たり 257.00円	1株当たり 1円
	第9回新株予約権 (平成26年11月13日)	平成26年12月1日～ 平成56年11月30日	85個	普通株式 85,000株	4名	1株当たり 213.95円	1株当たり 1円
	第10回新株予約権 (平成27年11月13日)	平成27年12月1日～ 平成57年11月30日	109個	普通株式 109,000株	6名	1株当たり 214.83円	1株当たり 1円

(注) 1. 監査役および社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

2. 平成28年11月14日開催の取締役会において、当社取締役6名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、下記のとおり第11回新株予約権の募集事項を決議しております。

- 発行する新株予約権の予定数 149個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数 新株予約権1個につき当社普通株式1,000株
- 新株予約権の払込金額 付与対象者の有する当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することとし、その払込債務の限度額は年間4,000万円とする。
- 新株予約権の行使価額 1個当たり1,000円
- 新株予約権の行使期間 平成28年12月6日から平成58年12月5日まで。
その他別に定める行使の条件による。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況(平成28年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 原 博 昭	
常 務 取 締 役	木 村 路 則	経営全般(経営戦略)担当
常 務 取 締 役	中 森 知	経営全般(財務戦略)担当
取 締 役	古 岡 秀 樹	CSR推進担当
取 締 役	碓 秀 行	
取 締 役	小早川 仁	
社 外 取 締 役	山 田 徳 昭	公認会計士・税理士
社 外 取 締 役	城 戸 真 亜 子	
常 勤 監 査 役	中 里 壽 治	
常 勤 監 査 役	川 又 敏 男	
社 外 監 査 役	三 宅 勝 也	公認会計士・税理士
社 外 監 査 役	山 田 敏 章	弁護士

(注) 1. 常勤監査役工藤徳治、社外監査役桜井修平の両氏は、平成27年12月22日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

2. 取締役碓秀行氏は、株式会社学研出版ホールディングスおよび株式会社学研プラスの代表取締役社長を兼務しております。

3. 取締役小早川仁氏は、株式会社学研ココファンホールディングス、株式会社学研ココファン・ナーサリーおよび株式会社学研ココファンスタッフの代表取締役社長を兼務しております。

4. 社外取締役山田徳昭氏は、クリフィックス税理士法人の代表社員ならびに株式会社クリフィックス・コンサルティングおよび株式会社クリフィックスFASの代表取締役社長を兼務しております。

5. 常勤監査役川又敏男氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 社外監査役三宅勝也氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 社外監査役山田敏章氏は、株式会社マックハウスの社外取締役を兼務しております。

8. 当社は、社外取締役山田徳昭、同城戸真亜子、社外監査役三宅勝也、同山田敏章の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	251百万円
監 査 役	6名	48百万円
(うち社外役員)	(5名)	(31百万円)
合 計	14名	299百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年12月22日開催の第66回定時株主総会において株式報酬型ストック・オプションを含め1事業年度当たり4億円以内(うち社外取締役4千万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、取締役の業績連動報酬(38百万円)および株式報酬型ストック・オプション(取締役6名に対し23百万円)を含んでおります。
4. 上記の支給額には、平成27年12月22日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)分を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役山田徳昭氏が、代表社員を兼務するクリフィックス税理士法人ならびに代表取締役社長を兼務する株式会社クリフィックス・コンサルティングおよび株式会社クリフィックスFASと当社との間には特別の関係はありません。また、社外監査役山田敏章氏が、社外取締役を兼務する株式会社マックハウスと当社との間には特別の関係はありません。

ii. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

• 取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	山 田 徳 昭	15回／15回	100.00%	—	—
	城 戸 真 亜 子	15回／15回	100.00%	—	—
社外監査役	三 宅 勝 也	15回／15回	100.00%	10回／10回	100.00%
	山 田 敏 章	12回／12回	100.00%	7 回／ 7 回	100.00%

(注) 社外監査役山田敏章氏は、平成27年12月22日開催の第70回定時株主総会において選任されたため、就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は7回であります。

• 取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役山田徳昭氏は、公認会計士・税理士、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、事業戦略について有益な助言・提言を行っております。

社外取締役城戸真亜子氏は、画家としての教育活動の経験や幅広い知見から、働く女性や顧客の視点に立った有益な発言を行っております。

社外監査役三宅勝也氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から、政策的投資の期待効果や会計監査等について有用な意見を述べております。

社外監査役山田敏章氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定において適法性確保のための有益な助言・提言を行っております。

iv. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、経理・財務など社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しました。さらに会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社および当社子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として2百万円支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性および職務の実施に関する体制を特に考慮し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあると判断した場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

i) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

ii) 処分の内容

業務改善命令(業務管理体制の改善)

3か月間の業務の一部の停止命令(契約の新規の締結に関する業務の停止)

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i. 取締役の職務執行の法令および定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行う。
 - ii. コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備する。具体的には、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス・コード」を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下にコンプライアンス部会を設置する。
 - iii. 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行う。
 - iv. 通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設ける。
 - v. 法的リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
 - vi. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築する。
 - vii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- i. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関し、「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」「学研グループ情報セキュリティポリシー」等の社内規程を整備し、責任部署を定める。
 - ii. 取締役または監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。
 - iii. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社およびグループ会社は、「学研グループ会社管理規程」「学研グループ情報開示規程」を遵守し体制を整備する。
- ③ 当社およびグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. リスク管理に係る社内規程と組織を整備する。具体的には、「学研グループリスク管理基本規程」を定め、リスクの管理にあたる統括組織として、内部統制委員会の下にリスク管理部会を設置する。
 - ii. 事業上のリスクとして認識している各種リスクのカテゴリーとしては、個人情報管理、情報システムの障害、高齢者福祉事業の運営、子育て支援および教室・塾事業の運営、出版市場の動向や販売制度、無体財産権および海外への事業展開に関するリスクがあり、それぞれのカテゴリーごとに、当社およびグループ会社において、具体的に有効な管理体制を構築する。
 - iii. リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社の取締役会は、原則1ヶ月に一度開催し、経営の基本方針の決定およびグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。また、グループ会社の取締役会は、原則1ヶ月に一度開催し、経営の基本方針の決定および傘下のグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ii. 取締役社長は全業務を統括し、その他の社内取締役全員がグループ全体の戦略策定を担当し、効率性確保に努める。
 - iii. 取締役会の決定した戦略方針に基づき、当社の取締役および執行役員が主要会社の取締役に就任して業務執行を行い、戦略実現に努める。

- iv. 内部統制の実施状況を検証するために、業務監査室は「学研グループ内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告する。
- v. 内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に一度、第三者機関であるガバナンス評価委員会に報告し、取締役社長に対して評価結果の答申をいただく。

⑤ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 当社グループの業務執行の効率性と公正性を確保するため、当社がグループ会社に対して有効かつ適正なコントロールを及ぼす。具体的には、当社の取締役および執行役員が主要会社の取締役に就任するほか、当社監査役が主要会社の監査役を兼務し、さらに一定の経営上の重要事項に関しては、「学研グループ会社管理規程」に基づき、持株会社である当社の承認手続を要することとする。
- ii. 当社代表取締役社長が主宰し、原則1ヶ月に一度開催する全般的業務執行に関する事項を協議する経営会議には、主要なグループ会社社長は全員出席することとし、また、グループ会社の役員全員が出席するグループ会社役員会を半期に一度開催するほか、各社の取締役会および重要な会議に当社役員がオブザーバー参加する。
- iii. グループ会社を、上記①で述べたコンプライアンス体制に編入する。
- iv. 社外役員連携会議を年2回開催する。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

- i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人として監査役会事務局を設けることとする。また、当該使用人をして、監査役の指示に従って、監査役の職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動および考課については、あらかじめ監査役会の同意を要することとする。
- ii. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、当該会議等の場において下記の事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努める。

- 取締役会で決議された事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - 内部監査状況およびリスク管理に関する委員会の活動状況
- iii. グループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- グループ会社の取締役および使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- iv. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と会計監査人との信頼関係を基礎とする相互の協力・連携を確保する。
 - ② 監査役と、業務監査室・内部統制室・財務戦略室・グループ会社監査役との間で、情報交換会を定期的に行う等により、連携を確保する。
- v. 監査役へ報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- 本項に定める監査役への報告をしたものに対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続にしたがい、これに応じるものとする。
- ※本基本方針に定めるグループ会社とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

(6) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

当社は、取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の法令および定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。
- ② コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス・コード」を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下に、コンプライアンス担当役員を長とするコンプライアンス部会を設置しております。また、通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設け、適切に運用しております。
- ③ 全社的に法定的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行うとの基本方針に基づいて、その整備に努めております。
- ④ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、その整備に努めております。
- ⑤ 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関し、「学研グループ情報セキュリティポリシー」「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」等の社内規程を整備するとともに、情報資産の適切な保護と想定される脅威への対策に取り組む組織として、内部統制委員会の下に情報セキュリティ部会を設置しております。
- ⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、第三者機関であるガバナンス評価委員会を設置し、内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に一度、取締役社長に対して評価結果の答申をいただいております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、終戦直後の昭和21年、創業者が「荒廃した日本を再建するには、次代を担う子どもたちの教育が最も大切である」との信念のもと創業いたしました。以来、「教育」を基軸とし、月刊学習誌『科学』『学習』を中心に多くの人々のご支持を得ながら、多岐にわたる出版事業を手がけ、幼児・小学生・中学生・高校生、そして一般社会人へと対象を広げ、さらには、雑誌・書籍の出版に限ることなく、各種の教材や教具、教室事業、映像製作、文化施設の企画・施工などにも幅広く取り組んでまいりました。近年では、少子高齢化社会への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たすなど、単に短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図ってまいりました。

そして、創業70年を経て、当社グループは、創業精神に裏打ちされたグループ理念（「私たち学研グループは、すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」）を根底に置きながら事業を展開するとともに、多くの顧客・取引先・従業員そして株主の皆様等のステークホルダーとの間に築かれた関係の中で、各種事業の成長を遂げてまいりました。

現在の企業価値は、グループ各社におけるそのような日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至ったものと認識しております。

このような当社グループの成長過程に鑑み、当社取締役会は、今後将来にわたり、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、i. 短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、ii. 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上場会社である以上、何人が会社の財務および事業の方針の決定を支配することを企図した当社の株式の大規模買付行為を行っても、原則として、これを否定するものではありません。しかしながら、大規

模買付行為の中には、その目的等から企業価値・株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

当社は、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、平成18年3月20日開催の当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針およびそれに基づく事前の情報提供に関する一定のルール(大規模買付ルール)を導入し、これについて、同年6月29日開催の第60回定時株主総会において出席された株主の皆様の総議決権数の3分の2を超えるご賛同をいただきました。

その概略は、買付者からの十分な情報の収集・開示に努める体制を整備し、かつ第三者機関(特別委員会)の助言、意見または勧告を最大限に尊重することを前提に、当社の企業価値を防衛するため、しかるべき対抗措置をとることがある旨を事前に表明しておくというものであります。

その後、数度の改正を経て、平成22年12月22日開催の第65回定時株主総会においては、当社が定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に則り、持続的な成長が可能な企業体を目指すための大規模買付ルールを継続することとするほか、法的な安定性を高めるために、定款に大規模買付ルールの改正やそのルールに基づく対抗措置の発動について、当社の取締役会や株主総会の決議により行うことができる旨などの根拠規定を新設することにつき、株主の皆様のご賛同をいただきました。

さらに、平成26年12月19日開催の第69回定時株主総会においては、大規模買付ルールを継続することにつき、株主の皆様のご賛同をいただき、現在に至っております。

なお、この買収防衛策の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトに掲載しています。

<http://ghd.gakken.co.jp/ir/pdf/1411rule.pdf>

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組み(以下「本取組み」といいます。)は、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

- i. 本取組みは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)および企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を充足しております。

- ii. 本取組みの有効期間は2年であり、2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることとしております。
- iii. 本取組みは、独立性の高い社外者(特別委員会)の判断を重視し、その内容は情報開示することとしております。

(8) 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

株式会社学研出版ホールディングス
東京都品川区西五反田二丁目11番8号

② 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額 9,903百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額 41,919百万円

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	46,130
現金及び預金	15,394
受取手形及び売掛金	15,294
商品及び製品	10,088
仕掛品	2,424
原材料及び貯蔵品	79
繰延税金資産	867
その他	2,057
貸倒引当金	△75
固定資産	30,253
有形固定資産	14,600
建物及び構築物	16,522
機械装置及び運搬具	182
土地	3,527
建設仮勘定	2
その他	3,651
減価償却累計額	△9,285
無形固定資産	3,047
のれん	1,384
その他	1,663
投資その他の資産	12,606
投資有価証券	8,037
長期貸付金	54
繰延税金資産	111
差入保証金	3,553
その他	1,119
貸倒引当金	△269
資産合計	76,384

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,907
支払手形及び買掛金	7,810
短期借入金	5,782
1年内償還予定の社債	40
1年内返済予定の長期借入金	2,444
未払法人税等	265
賞与引当金	1,431
返品調整引当金	843
ポイント引当金	2
その他	5,288
固定負債	19,012
社債	130
長期借入金	8,502
長期未払金	491
長期預り保証金	2,485
退職給付に係る負債	5,900
繰延税金負債	591
その他	911
負債合計	42,920
純資産の部	
株主資本	30,575
資本金	18,357
資本剰余金	11,627
利益剰余金	3,840
自己株式	△3,250
その他の包括利益累計額	1,350
その他有価証券評価差額金	1,389
為替換算調整勘定	△47
退職給付に係る調整累計額	8
新株予約権	150
非支配株主持分	1,388
純資産合計	33,464
負債及び純資産合計	76,384

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		99,049
売上原価		65,618
売上総利益		33,430
返品調整引当金戻入額		55
差引売上総利益		33,486
販売費及び一般管理費		30,754
営業利益		2,732
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	218	
雑収入	218	450
営業外費用		
支払利息	132	
売上割引	26	
雑損失	100	259
経常利益		2,922
特別利益		
投資有価証券売却益	70	
退職給付信託設定益	239	
その他	0	310
特別損失		
固定資産除売却損	53	
減損損失	425	
災害による損失	241	
その他	85	805
税金等調整前当期純利益		2,427
法人税、住民税及び事業税	722	
法人税等調整額	189	912
当期純利益		1,515
非支配株主に帰属する当期純利益		146
親会社株主に帰属する当期純利益		1,368

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,275
現金及び預金	4,505
売掛金	281
繰延税金資産	29
短期貸付金	1,150
未収入金	862
その他	446
固定資産	34,643
有形固定資産	562
建物	75
構築物	16
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	165
土地	304
無形固定資産	14
ソフトウェア	2
その他	11
投資その他の資産	34,066
投資有価証券	7,367
関係会社株式	17,447
長期貸付金	7,152
長期前払費用	14
前払年金費用	26
差入保証金	2,042
その他	36
貸倒引当金	△20
資産合計	41,919

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,992
短期借入金	6,217
1年内返済予定の長期借入金	1,850
未払金	482
未払費用	264
未払法人税等	43
未払消費税等	32
賞与引当金	54
その他	46
固定負債	2,668
長期借入金	2,025
長期未払金	53
預り保証金	89
退職給付引当金	23
繰延税金負債	452
その他	23
負債合計	11,661
純資産の部	
株主資本	28,723
資本金	18,357
資本剰余金	10,434
資本準備金	4,700
その他資本剰余金	5,734
利益剰余金	3,182
利益準備金	26
その他利益剰余金	3,155
繰越利益剰余金	3,155
自己株式	△3,250
評価・換算差額等	1,384
その他有価証券評価差額金	1,384
新株予約権	150
純資産合計	30,258
負債及び純資産合計	41,919

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		
経営管理料収入	2,471	
不動産賃貸収入	1,037	
受取配当金	940	
その他売上	2	4,452
売上原価		
不動産賃貸原価		689
売上総利益		3,763
販売費及び一般管理費		3,255
営業利益		508
営業外収益		
受取利息	47	
貸倒引当金戻入額	382	
雑収入	23	454
営業外費用		
支払利息	64	
雑損失	27	92
経常利益		870
特別利益		
投資有価証券売却益	70	
退職給付信託設定益	239	310
特別損失		
固定資産除売却損	2	
投資有価証券売却損	3	
関係会社株式評価損	288	
その他	5	299
税引前当期純利益		881
法人税、住民税及び事業税	△150	
法人税等調整額	66	△83
当期純利益		965

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月21日

株式会社 学研ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 諏訪部 修 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根本知香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月21日

株式会社 学研ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 諏訪部 修 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針(会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月22日

株式会社 学研ホールディングス 監査役会

常勤監査役 中里 壽 治 ㊟

常勤監査役 川 又 敏 男 ㊟

社外監査役 三 宅 勝 也 ㊟

社外監査役 山 田 敏 章 ㊟

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

日時 平成28年12月22日（木曜日）午前10時

場所 東京都品川区西五反田二丁目11番8号 学研ビル3階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年12月21日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年12月21日（水曜日）午後5時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成28年12月21日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
 - ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

※当社は、議決権行使環境の向上を目的として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

託児室設置およびケアスタッフ配置のご案内



Cocofump
ココファン
Cocofump
Nursery
ココファンナーサリー

当日は会場内に、託児室を設置いたします。「学研ココファン・ナーサリー」の保育士がお子様をお預かりいたしますので、安心して株主総会にご参加いただけます。また、「学研ココファン」の専門スタッフが待機しておりますので、サポートの必要な方は、ご遠慮なくお申し付けください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田二丁目11番8号 学研ビル 3階ホール

電話 (03)6431-1001 (代表)

交通

JR山手線五反田駅下車 西口より徒歩5分

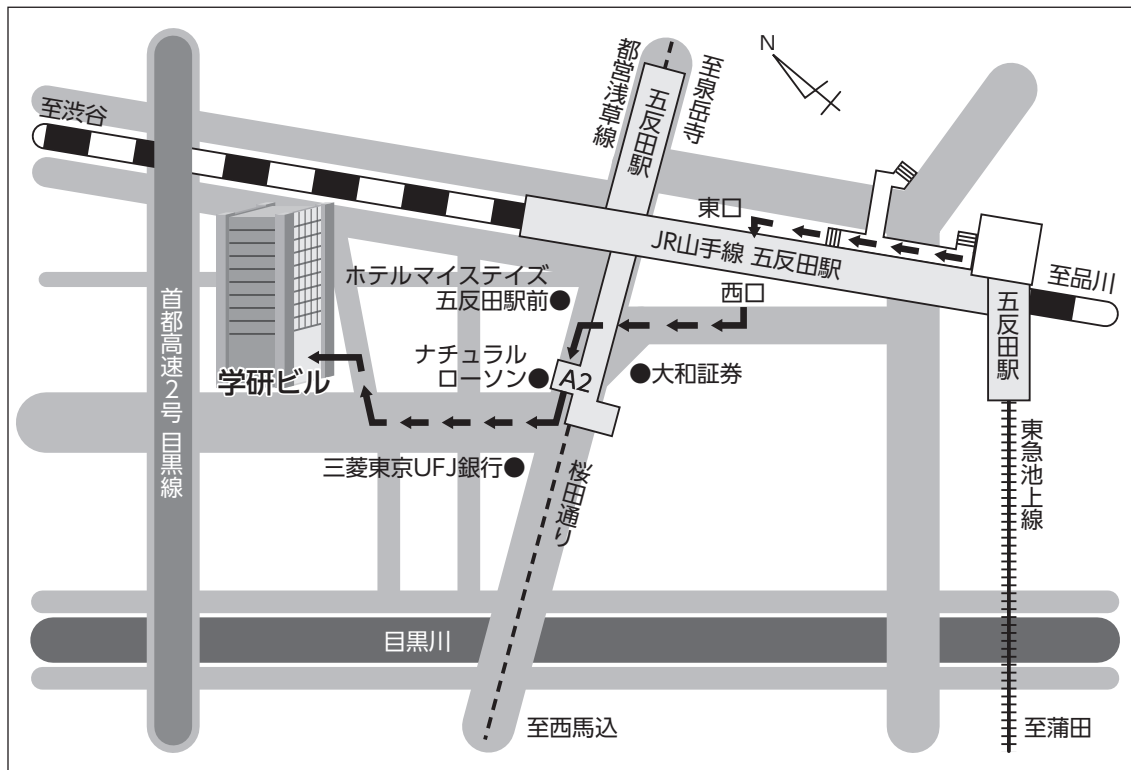
都営浅草線五反田駅下車 A2出口より徒歩4分

東急池上線五反田駅下車 徒歩6分



学びたくなる、学びを。

学研



*ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。